

人事課・市町村担当課・人事委員会扱い

給与情報	令和3年4月5日
	総務省給与能率推進室第1号

人事院規則等の一部が改正されましたので情報提供します。

- 人事院規則9-5-6
(人事院規則9-5(給与簿)の一部を改正する人事院規則)
- 人事院規則9-6-88
(人事院規則9-6(俸給の調整額)の一部を改正する人事院規則)
- 人事院規則9-17-164
(人事院規則9-17(俸給の特別調整額)の一部を改正する人事院規則)
- 人事院規則9-30-102
(人事院規則9-30(特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則)
- 人事院規則9-34-30
(人事院規則9-34(初任給調整手当)の一部を改正する人事院規則)
- 人事院規則9-40-55
(人事院規則9-40(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する人事院規則)
- 人事院規則9-54-9
(人事院規則9-54(住居手当)の一部を改正する人事院規則)
- 人事院規則9-55-139
(人事院規則9-55(特地勤務手当等)の一部を改正する人事院規則)
- 給実甲第1283号(給実甲第220号の一部改正について)
- 給実甲第1284号(給実甲第609号の一部改正について)
- 給実甲第1285号(給実甲第197号の一部改正について)

以上

各都道府県人事担当課、市区町村担当課、指定都市給与担当課、人事委員会事務局あてメールにて参考送付しております。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則九十五（給与簿）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年三月三十一日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則九十五―六

人事院規則九十五（給与簿）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九十五（給与簿）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第三条 勤務時間報告書には、課係等の長が指名した者（以下「勤務時間管理員」という。）</p>	<p>第三条 勤務時間報告書には、課係等の長が指名した者（以下「勤務時間管理員」という。）</p>

<p>が、各職員につきその勤務時間を管理するため作成する記録（以下「出勤簿」という。）及びその他事務総長が定める記録に基づいて次に掲げる事項を記入するものとする。</p> <p>一―五（略）</p> <p>（削る）</p> <p>第十三条の二 職員は、給与の支払を受けるときは、規則九十七（俸給等の支給）第一条の三の規定による預金又は貯金への振込み（以下「振込み」という。）の方法によつてその支払を受けるときを除き、給与事務担当者の保管する基準給与簿にその受領をしたことを適宜の方法に</p>	<p>が、各職員につきその勤務時間を管理するため作成する記録（以下「出勤簿」という。）及びその他事務総長が定める記録に基づいて次に掲げる事項を記入するものとする。</p> <p>一―五（略）</p> <p>六 <u>イラク人道復興支援等手当の計算上必要な事項</u></p> <p>第十三条の二 職員は、給与の支払を受けるときは、規則九十七（俸給等の支給）第一条の三の規定による預金又は貯金への振込み（以下「振込み」という。）の方法によつてその支払を受けるときを除き、給与事務担当者の保管する基準給与簿にその受領に係る押印をしなければな</p>
--	--

<p>より示さなければならない。この場合において、基準給与簿にその受領をしたことを示すことが困難なとき、又は法律若しくは規則により職員の指定する者に支払うことが認められているときは、それぞれ当該職員又は当該職員の指定する者の受領証をもつてこれに代えることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>らない。この場合において、遠隔の地に所在する官署に勤務する等の理由により押印することが困難なとき、又は法律若しくは規則により職員の指定する者に支払うことが認められているときは、それぞれ当該職員又は当該職員の指定する者の受領証をもつてこれに代えることができる。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和三十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九十六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年四月一日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則九十六八八

人事院規則九十六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九十六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表第一 適用区分表（第一条関係）			別表第一 適用区分表（第一条関係）		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
一 人事院、内	サイバーセキュリティ	一	一 人事院、内	サイバーセキュリティ	一

閣官房（内閣サイバーセキュリティイニシアチブ）を除く。	データの確保、情報システムの整備若しくは管理又はこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する業務に直接従事することを本務とする職員（人事院の定める者に限る。）
、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省及び原子力規制委員会	

閣官房（内閣サイバーセキュリティイニシアチブ）を除く。	データの確保、情報システムの整備若しくは管理又はこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する業務に直接従事することを本務とする職員（人事院の定める者に限る。）
、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び原子力規制委員会	

学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省及び原子力規制委員会	一の二（三）（略）	（略）
四 地方更生保護委員会事務局	(1) 保護観察官（更生保護管理官、調整指導官、	二

生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び原子力規制委員会	一の二（三）（略）	（略）
四 地方更生保護委員会事務局	(1) 保護観察官（更生保護管理官、調整指導官、	二

		指導監査官、首席審査官、統括審査官、分室長及び総務課に勤務する者を除く。)	
	(2) 保護観察官（更生保護管理官、調整指導官、指導監査官、首席審査官、統括審査官及び分室長に限る。）		一

		首席審査官、統括審査官、分室長及び総務課に勤務する者を除く。)	
	(2) 保護観察官（更生保護管理官、調整指導官、首席審査官、統括審査官及び分室長に限る。）		一

五 保護観察所	(1) 保護観察官（所長、次長、支部長、課長、民間活動支援専門官、首席保護観察官、社会復帰対策官及び統括保護観察官を除く。)		二
	(2) (略)		
	(3) 保護観察官（支部長、課長、首席保護観察官		一

五 保護観察所	(1) 保護観察官（所長、次長、支部長、課長、民間活動支援専門官、首席保護観察官及び統括保護観察官を除く。)		二
	(2) (略)		
	(3) 保護観察官（支部長、課長、首席保護観察官		一

五の二く十一 (略)	(4) (略)	、 官及び統括保護 観察官に限る。)	
十二 国立障害 者リハビリテ ーションセン ター自立支援 局国立保養所	(1)く(4) (略) (5) 生活支援員、 職業指導員、心 理判定員及び就 労支援員(8)に 掲げる者を除く	二	(略)

五の二く十一 (略)	(4) (略)	及び統括保護観 察官に限る。)	
十二 国立障害 者リハビリテ ーションセン ター自立支援 局国立保養所	(1)く(4) (略) (5) 生活支援員、 心理判定員及び 就労支援員(8) に掲げる者を除 く。)	二	(略)

十三 (略)	(6)・(7) (略) (8)く(10) (略)		(略)
十四 地方厚生 局及び地方厚 生支局の麻薬 取締部並びに 地方麻薬取締 支所	(1) (略) (2) 部長、部次長 、密輸・広域事 犯管理官及び支 所長	二	(略)
十五く二十二 (略)	(略)		(略)

十三 (略)	(6)・(7) (略) (8)く(10) (略)		(略)
十四 地方厚生 局及び地方厚 生支局の麻薬 取締部並びに 地方麻薬取締 支所	(1) (略) (2) 部長、部次長 及び支所長	二	(略)
十五く二十二 (略)	(略)		(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九十一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九十一七―一六四

人事院規則九十一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九十一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第一条関係） 一～三（略） 四 内閣府	別表第一（第一条関係） 一～三（略） 四 内閣府

組 織	官 職	区 分
(略)	(略)	(略)
京都事務所	所長	二種
	課長	四種
科学技術・イノベーション推進事務局	審議官	一種
	参事官 企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種
(略)	(略)	(略)

五〇九 (略)

十 金融庁

組 織	官 職	区 分
-----	-----	-----

組 織	官 職	区 分
(略)	(略)	(略)
京都事務所	所長	二種
	課長	四種
(略)	(略)	(略)

五〇九 (略)

十 金融庁

組 織	官 職	区 分
-----	-----	-----

(略)	(略)	(略)
公認会計士・監査審査会事務局	課長	一種

一一〇二二 (略)

二二三 文部科学省

組 織	官 職	区 分
(略)	(略)	(略)
科学技術・学術政策研究所	総務研究官	一種
	総括主任研究官	
	総括上席研究官 (人事院の定めるものに限る。)	

(略)	(略)	(略)
公認会計士・監査審査会事務局	室長（人事院の定めるものに限る。）	一種

一一〇二二 (略)

二二三 文部科学省

組 織	官 職	区 分
(略)	(略)	(略)
科学技術・学術政策研究所	総務研究官	一種
	総括主任研究官	
	総括上席研究官 (人事院の定めるものに限る。)	

(略)	長	(略)
	研究センター 政策基盤調査 科学技術予測 る。)	
(略)	(略)	(略)

二十四・二十五 (略)

二十六 厚生労働省

組 織	官 職	区 分
(略)	(略)	(略)
国立感染症研 究所	(略)	(略)
	部長	二種

(略)	センター長	(略)
	科学技術予測七 る。)	
(略)	(略)	(略)

二十四・二十五 (略)

二十六 厚生労働省

組 織	官 職	区 分
(略)	(略)	(略)
国立感染症研 究所	(略)	(略)
	部長	二種

(略)	総括研究官（人 事院の定める ものに限る。 ）	(略)
	(略)	
(略)	(略)	(略)

二十七～三十六 (略)

三十七 気象庁

組 織	官 職	区 分
(略)	(略)	(略)
管区気象台 、沖縄気象 台又は地方	(略)	(略)
	業務管理官	五種

(略)	(略)	(略)
	(略)	
(略)	(略)	(略)

二十七～三十六 (略)

三十七 気象庁

組 織	官 職	区 分
(略)	(略)	(略)
管区気象台 、沖縄気象 台又は地方	(略)	(略)
	業務・危機管理 官	五種

気象台の測 候所 三十八〜四十二 (略)	気象台の測 候所 三十八〜四十二 (略)
----------------------------	----------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九十三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年四月一日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則九十三〇―一〇二

人事院規則九十三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九十三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(高所作業手当)	(高所作業手当)
第三条 高所作業手当は、次に掲げる場合に支給	第三条 高所作業手当は、次に掲げる場合に支給

する。

一 四 (略)

五 内閣府沖縄総合事務局、財務省財務局、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部、林野庁森林管理局又は国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局若しくは北海道開発局に所属する職員が地上十五メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したとき。

六 (略)

2 (略)

(水上等作業手当)

第六条 水上等作業手当は、海上保安庁に所属す

する。

一 四 (略)

五 内閣府沖縄総合事務局、財務省財務局、文部科学省大臣官房文教施設企画部、林野庁森林管理局又は国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局若しくは北海道開発局に所属する職員が地上十五メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したとき。

六 (略)

2 (略)

(水上等作業手当)

第六条 水上等作業手当は、海上保安庁に所属す

る職員が次に掲げる作業又は業務に従事したときに支給する。

一 二 (略)

三 船舶等において救急救命士の資格を有する職員が救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第二条第一項に規定する救急救命処置を行う業務(次号において「救急救命業務」という。)で人事院が定めるもの

四 船舶等において消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第四十四条第五項各号のいずれかに該当する職員が救急救命業務を補助して行う業務で人事院が定めるもの

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業又

る職員が次に掲げる作業又は業務に従事したときに支給する。

一 二 (略)

三 船舶等において救急救命士の資格を有する職員が救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第二条第一項に規定する救急救命処置を行う業務で人事院が定めるもの

(新設)

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業又

は業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 三 (略)

四 前項第四号の業務業務に従事した日一日につき千円
(防疫等作業手当)

第十二条 (略)

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号、第二号、第四号及び第五号の作業二百九十円(同項第一号又は第二号の作業のうち心身に著しい負担を与えると人事

は業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 三 (略)

(新設)

(防疫等作業手当)

第十二条 (略)

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号、第二号、第四号及び第五号の作業二百九十円

院が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額)

二 (略)

(災害応急作業等手当)

第十九条 災害応急作業等手当は、人事院の定める職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

一 三 (略)

四 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部

院が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額)

二 (略)

(災害応急作業等手当)

第十九条 災害応急作業等手当は、人事院の定める職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

一 三 (略)

(新設)

が設置された地方公共団体に派遣されて行う
関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡
調整の作業で、心身に著しい負担を与えると人
事院が認めるもの

五 前各号に掲げる作業に相当すると人事院が
認める作業

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日に
つき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当
該各号に定める額とする。

一 三 (略)

四 前項第四号の作業 七百十円

五 前項第五号の作業 千八十円を超えない範
囲内において、それぞれの作業に応じて人事

院が定める額

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる
場合の第一項の手当の額は、それぞれ当該各号
に定める額とする。ただし、同一の日において
、第一号に掲げる場合及び第三号に掲げる場合
に該当するとき又は第二号に掲げる場合及び第
三号に掲げる場合に該当するときにあつては、
第三号に定める額を同項の手当の額とする。

一 第一項第一号の作業又は同項第五号の作業
のうち同項第一号に掲げる作業に相当する作
業が日没時から日出時までの間において行わ
れた場合 前項第一号又は第五号に定める額
にその百分の五十に相当する額を加算した額

四 前三号に掲げる作業に相当すると人事院が
認める作業

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日に
つき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当
該各号に定める額とする。

一 三 (略)

(新設)

四 前項第四号の作業 千八十円を超えない範
囲内において、それぞれの作業に応じて人事

院が定める額

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる
場合の第一項の手当の額は、それぞれ当該各号
に定める額とする。ただし、同一の日において
、第一号に掲げる場合及び第三号に掲げる場合
に該当するとき又は第二号に掲げる場合及び第
三号に掲げる場合に該当するときにあつては、
第三号に定める額を同項の手当の額とする。

一 第一項第一号の作業又は同項第四号の作業
のうち同項第一号に掲げる作業に相当する作
業が日没時から日出時までの間において行わ
れた場合 前項第一号又は第四号に定める額
にその百分の五十に相当する額を加算した額

二 第一項第三号の作業又は同項第五号の作業のうち同項第三号に掲げる作業に相当する作業が著しく危険であると人事院が認める場合
前項第三号又は第五号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額

三 第一項第一号から第三号までの作業又は同項第五号の作業（同項第四号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が人事院が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項第一号から第三号まで又は第五号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額
（刑務作業監督等手当）

第二十八条の二 （略）

二 第一項第三号の作業又は同項第四号の作業のうち同項第三号に掲げる作業に相当する作業が著しく危険であると人事院が認める場合
前項第三号又は第四号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額

三 第一項各号の作業が人事院が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項各号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額
（刑務作業監督等手当）

第二十八条の二 （略）

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 （略）

二 前項第二号の業務 業務に従事した日一日につき六百円（同号(2)の業務のうち心身に著しい負担を与えると人事院が認める業務に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）

三 （略）

（手当額の特例）

第三十三条 次に掲げる特殊勤務手当を支給される作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 （略）

二 前項第二号の業務 業務に従事した日一日につき六百円

三 （略）

（手当額の特例）

第三十三条 次に掲げる特殊勤務手当を支給される作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は

<p>、この規則の規定により受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 災害応急作業等手当 (第十九条第一項第一号の作業及び同項第五号の作業のうち同項第一号に掲げる作業に相当する作業に係るものに限る。)</p> <p>七〇九 (略)</p>	<p>、この規則の規定により受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 災害応急作業等手当 (第十九条第一項第一号の作業及び同項第四号の作業のうち同項第一号に掲げる作業に相当する作業に係るものに限る。)</p> <p>七〇九 (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第九十五号) に基づき、人事院規則九一三四 (初任給調整手当) の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年四月一日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則九一三四一三〇

人事院規則九一三四 (初任給調整手当) の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一三四 (初任給調整手当) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(支給官職)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(支給官職)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

<p>3 給与法第十条の四第一項第三号に規定する官職は、研究職俸給表の職務の級三級以上の職員のうち科学技術に関する高度な専門的知識を必要とする官職（前項に規定する官職を除く。）で、顕著な業績等を有する者をもつて充てる必要があり、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると人事院が認めるものとする。</p>	<p>3 給与法第十条の四第一項第三号に規定する官職は、研究職俸給表の職務の級三級以上の職員のうち科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する高度な専門的知識を必要とする官職（前項に規定する官職を除く。）で、顕著な業績等を有する者をもつて充てる必要があり、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると人事院が認めるものとする。</p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九十四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九十四〇―五五

人事院規則九十四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九十四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（期末手当に係る在職期間）	（期末手当に係る在職期間）
第五条（略）	第五条（略）
2 前項の期間の算定については、次に掲げる期	2 前項の期間の算定については、次に掲げる期

<p>間を除算する。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 休職にされていた期間(次に掲げる期間を除く。)については、その二分の一の期間</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二条第十二項第一号の研究公務員の国と共同して行われる研究又は国の委託を受けて行われる研究に係る業務に従事することによる休職の期間のうち人事院の定める期間</p>	<p>間を除算する。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 休職にされていた期間(次に掲げる期間を除く。)については、その二分の一の期間</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二条第十二項第一号の研究公務員及び国立教育政策研究所の職員のうち専ら研究に従事する者(研究職俸給表の適用を受ける者で職務の級が一級であるものを除く。)</p> <p>一)の国と共同して行われる研究又は国の委託を受けて行われる研究に係る業務に従事</p>
<p>二 (略)</p> <p>六 (略)</p>	<p>することによる休職の期間のうち人事院の定める期間</p> <p>二 (略)</p> <p>六 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九五
五四（住居手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九五五四一九

人事院規則九五五四（住居手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九五五四（住居手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
(削る)	<p>(令和三年四月一日における届出の特例)</p> <p>第十一条 令和三年三月三十一日において一般職 の職員の給与に関する法律等の一部を改正する 法律（令和元年法律第五十一号）附則第三条の</p>
	<p>規定による住居手当を支給されている職員であ つて、同年四月一日においても引き続き当該住 居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払つて いるもののうち、同日に給与法第十一条の十第 一項各号に該当することとなるものについては 、令和二年三月三十一日において支給されてい た住居手当に係る第五条第一項の規定により行 われた届出（規則九十一四六（令和元年改正法 附則第三条の規定による住居手当）第五条にお いて準用する第五条第一項の規定による届出が 行われた場合には、当該届出）を令和三年四月 一日において支給されることとなる住居手当に 係る同項の規定により行われた届出とみなす。</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和三年四月二日から施行する。

(人事院規則一十四の一部改正)

第二条 人事院規則一十四(現行の法律、命令及び規則の廃止)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
1 〱 110 (略) 111 規則九一四六は、廃止する。(令和三年四月二日施行)	1 〱 110 (略) (新設)

(人事院規則一三四の一部改正)

第三条 人事院規則一三四(人事管理文書の保存期間)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に

掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前																		
別表 人事管理文書の保存期間(第三条関係) 一 (略) 二 給与 <table border="1"> <thead> <tr> <th>人事管理文書の区分</th> <th>基準日</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>規則九五四(住居手当)</td> <td>第五条第一項の住居届</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	人事管理文書の区分	基準日	保存期間	(略)	(略)	(略)	規則九五四(住居手当)	第五条第一項の住居届	(略)	別表 人事管理文書の保存期間(第三条関係) 一 (略) 二 給与 <table border="1"> <thead> <tr> <th>人事管理文書の区分</th> <th>基準日</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>規則九五四(住居手当)</td> <td>第五条第一項(規則九一四六(令和元年改正法附則</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	人事管理文書の区分	基準日	保存期間	(略)	(略)	(略)	規則九五四(住居手当)	第五条第一項(規則九一四六(令和元年改正法附則	(略)
人事管理文書の区分	基準日	保存期間																	
(略)	(略)	(略)																	
規則九五四(住居手当)	第五条第一項の住居届	(略)																	
人事管理文書の区分	基準日	保存期間																	
(略)	(略)	(略)																	
規則九五四(住居手当)	第五条第一項(規則九一四六(令和元年改正法附則	(略)																	

	第六條第 二項の住 居手当認 定簿	(略)	(略)

	第六條第 二項(規 則九十一 四六第五 條におい て準用す る場合を 含む。) の住居届 の住居届 規定によ る住居手 当)第五 條におい て準用す る場合を 含む。)	(略)	(略)

規則九十一 二二(一) 広域異動 手当)	第八條第 二項の住 居等を明 らかにす	確認に係 る要件を 具備しな くなった	五年 (略)

規則九十一 二二(一) 広域異動 手当)	第八條第 二項の住 居等を明 らかにす	確認に係 る要件を 具備しな くなった	五年 (略)

	る書類	日	
三〇二十 (略)			
備考			
一〇三 (略)			

規則九十一	第二条第	支給要件	五年一月
一四六	三号の協	を具備し	
	議に關す	なくなつ	
	る文書等	た日	

	る書類	日	
三〇二十 (略)			
備考			
一〇三 (略)			

(人事院規則一三四の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正前の規則一三四別表の二の表規則九五四(住居手当)の項及び規則九十一四六の項に掲げる人事管理文書(同条の規定による改正後の規則一三四別表の二の表規則九五四(住居手当)の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、なお従前の例による。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に基づき、人事院規則九一五五(特地勤務手当等)の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九一五五―三九

人事院規則九一五五(特地勤務手当等)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一五五(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
別表(第一条、第二条関係)	別表(第一条、第二条関係)
一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官署	一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

都道	府県	所在地	官署	級別
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
香川県	高松市庵治 町六〇三四 の一	国立療養所 大島青松園	一級地	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

都道	府県	所在地	官署	級別
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
香川県	高松市庵治 町六〇三四 の一	国立療養所 大島青松園	一級地	
愛媛県	四国中央市 金砂町小川 山乙一六二 三の一	四国地方整 備局吉野川 ダム統合管 理事務所柳 瀬ダム管理 支所	一級地	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 1・2 (略)

一 冬期に限り特地勤務手当が支給される官署

都道	府県	所在地	官署	級別
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
栃木県	日光市黒部 二二一の三 (削る)	日光森林管 理署黒部森 林事務所 (削る)	一級地	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

備考 1・2 (略)

一 冬期に限り特地勤務手当が支給される官署

都道	府県	所在地	官署	級別
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
栃木県	日光市黒部 二二一の三 日光市足尾 町三三六九	日光森林管 理署黒部森 林事務所 日光森林管 理署餅ヶ瀬 森林事務所	一級地	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院事務総長

給実甲第220号の一部改正について（通知）

給実甲第220号（期末手当及び勤勉手当の支給について）の一部を下記のとおり改正したので、令和3年5月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
27 一時差止処分書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一～四 （略） 五 「一時差止処分者」の文字並びに一時差止処分者の組織上の	27 一時差止処分書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一～四 （略） 五 「一時差止処分者」の文字並びに一時差止処分者の組織上の

名称及び氏名	名称、氏名及び官印
六 文書番号	(新設)

文書番号	
1 処分者	
官 職	氏 名
2 被処分者	
離職時の所属部課	氏 名 (ふりがな)
離職時の官職	離職時の級及び号俸
採用年月日 年 月 日	離職年月日 年 月 日
3 処分の内容	
処分発令日 年 月 日	処分説明書交付日 年 月 日
根拠条項	処分の対象となる手当 (期末手当・期末手当及び勤勉手当)
刑事事件との関係 起 訴 日 年 月 日 逮 捕 日 年 月 日	
処分の理由	
(思料される犯罪に係る罰条：)	
(教示)	
1 この処分についての審査請求及び処分の取消しの訴え	
(1) この処分についての審査請求は、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して3箇月以内に、人事院に対して、することができます。	
(2) この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、審査請求に対する人事院の裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。	
① 審査請求があった日から3箇月を経過しても、人事院の裁決がないとき。	
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。	
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	
この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する人事院の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。	
2 一般職の職員の給与に関する法律第19条の6第2項及び人事院規則9-40の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して3箇月を経過した後においては、この処分が行われた後の事情の変化を理由に、処分者に対し、この処分の取消しを申し立てることができます。	
3 この処分は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められている期末手当又は勤勉手当が支給されます。	
① この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合	
② この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合	
③ 被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくこの処分に係る期末手当又は勤勉手当の基準日から起算して1年を経過した場合(ただし、被処分者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。)	
④ 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当又は勤勉手当の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合	

A 4 (210×297)

1 処分者	
官 職	氏 名
2 被処分者	
離職時の所属部課	氏 名 (ふりがな)
離職時の官職	離職時の級及び号俸
採用年月日 年 月 日	離職年月日 年 月 日
3 処分の内容	
処分発令日 年 月 日	処分説明書交付日 年 月 日
根拠条項	処分の対象となる手当 (期末手当・期末手当及び勤勉手当)
刑事事件との関係 起 訴 日 年 月 日 逮 捕 日 年 月 日	
処分の理由	
(思料される犯罪に係る罰条：)	
(教示)	
1 この処分についての審査請求及び処分の取消しの訴え	
(1) この処分についての審査請求は、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して3箇月以内に、人事院に対して、することができます。	
(2) この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、審査請求に対する人事院の裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。	
① 審査請求があった日から3箇月を経過しても、人事院の裁決がないとき。	
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。	
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	
この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する人事院の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。	
2 一般職の職員の給与に関する法律第19条の6第2項及び人事院規則9-40の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して3箇月を経過した後においては、この処分が行われた後の事情の変化を理由に、処分者に対し、この処分の取消しを申し立てることができます。	
3 この処分は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められている期末手当又は勤勉手当が支給されます。	
① この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合	
② この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合	
③ 被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくこの処分に係る期末手当又は勤勉手当の基準日から起算して1年を経過した場合(ただし、被処分者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。)	
④ 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当又は勤勉手当の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合	

A 4 (210×297)

以 上

令和3年4月1日

人事院事務総長

給実甲第609号の一部改正について（通知）

給実甲第609号（俸給の調整額の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和3年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
規則別表第1第12号関係 「介護員」、「理学療法技術職員」、「作業療法技術職員」、「 <u>生活支援員</u> 」、「 <u>職業指導員</u> 」、「心理判定員」、「就労支援員」、「看護師長」及び「入所者の援護の業務に直接従事することを本務とする職員」については、規則別表第1第2号関係第3項及び第	規則別表第1第12号関係 「介護員」、「理学療法技術職員」、「作業療法技術職員」、「 <u>生活支援員</u> 」、「 <u>心理判定員</u> 」、「就労支援員」、「看護師長」及び「入所者の援護の業務に直接従事することを本務とする職員」については、規則別表第1第2号関係第3項及び第4項、規則別表第

4 項、規則別表第 1 第 7 号関係第 4 項並びに規則別表第 1 第 1 0 号関係第 2 項、第 5 項から第 7 項まで、第 1 0 項及び第 1 7 項の例による。この場合において、同号関係第 5 項から第 7 項まで及び第 1 0 項中「で、障害者」とあるのは、「で、身体障害者」と読み替えるものとする。

1 第 7 号関係第 4 項並びに規則別表第 1 第 1 0 号関係第 2 項、第 5 項、第 7 項、第 1 0 項及び第 1 7 項の例による。この場合において、同号関係第 5 項、第 7 項及び第 1 0 項中「で、障害者」とあるのは、「で、身体障害者」と読み替えるものとする。

以 上

給実甲第1285号
令和3年4月1日

人事院事務総長

給実甲第197号の一部改正について（通知）

給実甲第197号（特殊勤務手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和3年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
八の三 災害応急作業等手当 (規則第19条) 関係	八の三 災害応急作業等手当 (規則第19条) 関係
1 規則第19条第1項の「人事院の定める職員」は、次に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ次に掲げる職員とする。	1 規則第19条第1項の「人事院の定める職員」は、次に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ次に掲げる職員とする。

(1)～(3) (略)

(4) 規則第19条第1項第4号に掲げる作業 内閣府、国土交通省又は気象庁に所属する職員のうち人事院事務総長が認める職員

(5) 規則第19条第1項第5号に掲げる作業 人事院事務総長が認める職員

2 規則第19条第1項各号の次に掲げる事項については、それぞれに定めるところによるものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 「災害応急対策に係る連絡調整」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第8号に掲げる事項その他国民の生命、身体及び財産を災害から保護するために緊急に行われた措置に関する事項について、同法第74条の4の規定に基づき指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長が応援若しくは災害応急対策の実施をし、又は同法第77

(1)～(3) (略)

(新設)

(4) 規則第19条第1項第4号に掲げる作業 人事院事務総長が認める職員

2 規則第19条第1項各号の次に掲げる事項については、それぞれに定めるところによるものとする。

(1)～(6) (略)

(新設)

条第1項の規定に基づき指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長が必要な施策を講じるために行う連絡調整をいう。

3 規則第19条第3項第3号の次に掲げる事項については、それぞれに定めるところによるものとする。

(1) 「人事院が著しく危険であると認める区域」は、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一地域を含む。(2)において「立入禁止区域等」という。）であって人事院事務総長が認めるものとする。

(2) (略)

3 規則第19条第3項第3号の次に掲げる事項については、それぞれに定めるところによるものとする。

(1) 「人事院が著しく危険であると認める区域」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一地域を含む。(2)において「立入禁止区域等」という。）であって人事院事務総長が認めるものとする。

(2) (略)

以 上